

避難確保計画について

資料3

- 災害の頻発化・激甚化等により、逃げ遅れによる多数の死者や甚大な経済損失が発生
- 要配慮者利用施設の避難体制の強化を図るため「水防法」、「土砂災害防止法」及び「津波防災地域づくりに関する法律」に基づき、**洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域、津波災害警戒区域内に位置する要配慮者利用施設の管理者等は、**利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため**避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が義務化**されている。

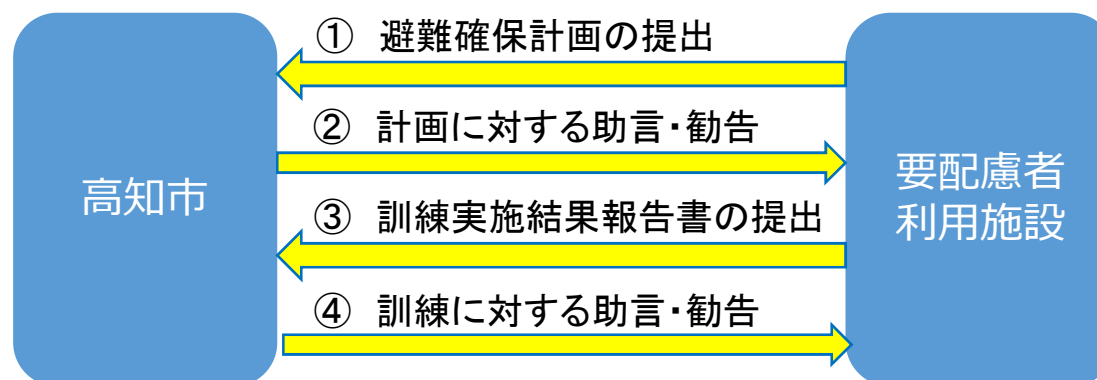
対象施設（要配慮者利用施設）

社会福祉施設	老人福祉施設（老人介護支援センターを除く。）、有料老人ホーム、認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設、身体障害者社会参加支援施設、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、障害福祉サービス事業（生活介護、児童デイサービス、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援又は共同生活援助を行う事業に限る。）の用に供する施設、保護施設（医療保護施設及び宿所提供施設を除く。）、児童福祉施設、児童自立生活援助事業の用に供する施設、放課後児童健全育成事業の用に供する施設、子育て短期支援事業の用に供する施設、一時預かり事業の用に供する施設、児童相談所、母子健康センターその他これらに類する施設
学校	幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、専修学校（高等課程を置くものに限る。）
医療施設	病院、診療所（有床）、助産所（有床）

避難確保計画に定めるべき事項

- ① **防災体制に関する事項**
- ② **利用者の避難の誘導に関する事項**
- ③ **避難訓練及び防災教育の実施に関する事項**
- ④ ①から③のほか、**利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項**

避難確保計画提出後のフロー



洪水・土砂の避難確保計画について

【対象施設数】

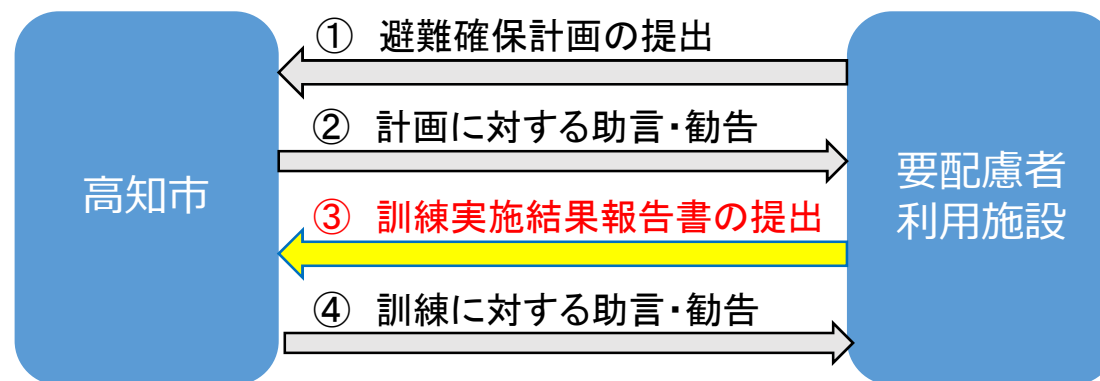
洪水：800施設，土砂：174施設

※うち，洪水は786施設，土砂は全174施設が計画提出済（1月末時点）

経過

- 平成 29年 6月（国）「水防法」及び「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下、「土砂災害防止法」）」が改正
⇒「避難確保計画の作成」及び「避難訓練の実施」が義務化
- 令和 元年 11月（市）洪水ハザードマップの浸水エリア拡大
- 令和 3年 2月（市）対象施設の選定・高知市地域防災計画への位置づけ（対象施設大幅に増加）
- 令和 3年 5月（国）「水防法」及び「土砂災害防止法」が改正
⇒「避難確保計画の作成」，「訓練の実施」に加え「訓練の実施報告」も義務化
- 令和 5年 11月（市）対象施設に対し「訓練実施結果報告書」を提出依頼
⇒年度内にとりまとめ予定

避難確保計画提出後のフロー



※訓練内容の指定はなし

津波の避難確保計画について

【対象施設数】

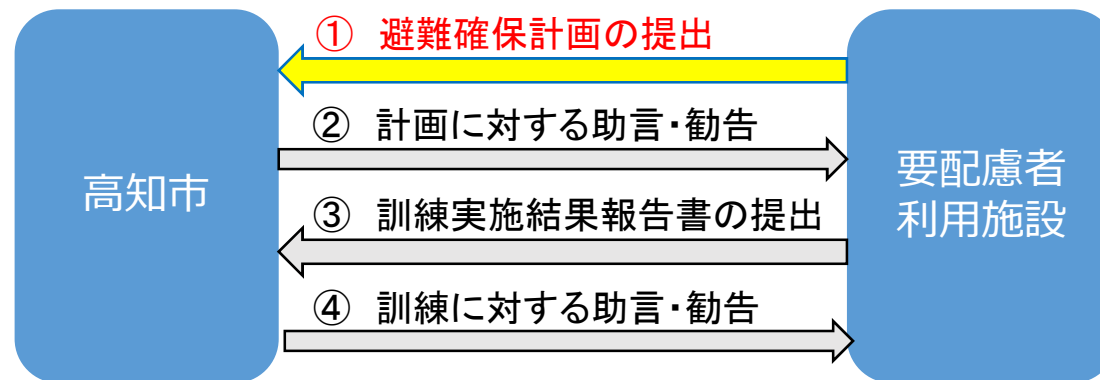
津波：637施設

※うち、470施設が計画提出済（1月末時点）

経過

- 平成 23年 12月（国）「津波防災地域づくりに関する法律」施行
- 平成 24年 12月（県）「津波浸水予測」を公表
- 令和 4年 3月（県）沿岸19市町村に「津波災害警戒区域」を指定
津波災害警戒区域の範囲は、津波浸水想定区域と同じ
- 令和 5年 2月（市）対象施設の選定・高知市地域防災計画への位置づけ
- 令和 5年 7月（市）「津波防災地域づくりに関する法律」に基づき「避難確保計画の作成」を依頼
- 令和 5年 9月（市）津波災害警戒区域の該当施設を対象とし、計画作成に係る説明会を計4回開催。個別相談に応じた（対象の637施設中、247施設が参加）。
- 令和 5年 12月（市）要望のあった1施設に対し、計画作成のための出前講座を実施

避難確保計画提出後のフロー



※津波の避難確保計画に基づく訓練実施及び報告についてはR6以降に依頼予定